

# 資料イ

## 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則

平成22年3月23日  
北海道規則第15号

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 支援員を配置する圏域（第2条）
- 第3章 指定法人等（第3条－第9条）
- 第4章 地域づくり委員会（第10条－第20条）
- 第5章 推進本部（第21条－第23条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 支援員を配置する圏域

第2条 条例第27条第1号の規定で定める圏域は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号に規定する区域とする。

#### 第3章 指定法人等

##### （認証のための基準）

第3条 条例第30条第2項に規定する規定で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 常時雇用する労働者の総数に対する障がい者である労働者の総数の割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率以上であること。
- (2) 障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に取り組むと認められること。

##### （指定の申請等）

第4条 条例第31条第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。

(1) 条例第31条第9項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

(2) 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

#### (協定の締結)

第5条 指定法人は、知事と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

(1) 実施業務の内容に関する事項

(2) 道が支払うべき費用に関する事項

(3) 業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項

(4) 再委託の禁止等に関する事項

(5) 関係法令等の遵守に関する事項

(6) その他知事が必要と認める事項

#### (指定法人の業務)

第6条 条例第31条第3項第3号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 認証の申請の受付及び審査に関する業務

(2) 認証を受けた事業者の公表に関する業務

(3) 認証制度の広報に関する業務

2 条例第31条第3項第4号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上に関する業務

(2) 事業者による障がい者の就労の支援のための取組の促進に関する業務

#### (事業計画書等の認可申請)

第7条 条例第31条第4項前段の規定による認可の申請は、毎事業年度開始の日の15日前までに（指定法人の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）別記第2号様式の事業計画書等認可申請書に事業計画書及び收支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第31条第4項後段の規定による認可の申請は、別記第3号様式の事業計画書等変更認可申請書に変更後の事業計画書及び收支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(事業報告書の承認申請)

第8条 条例第31条第6項の規定による承認の申請は、毎事業年度終了後30日以内に別記第4号様式の事業報告書等承認申請書に事業報告書及び収支決算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(知事への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、指定法人等に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 地域づくり委員会

(地域づくり委員会の設置圏域等)

第10条 条例第41条の規則で定める圏域は、総合振興局及び振興局の所管区域（市の区域を含む。）とする。

2 地域づくり委員会の名称は、別表の左欄に掲げる圏域の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(地域づくり委員会の職務)

第11条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせん（以下「協議等」という。）（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議（以下「障害者差別解消法による情報の交換及び協議」という。）を含む。）を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申立てがあったとき。
- (2) 市町村長から協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）の依頼があったとき。
- (3) その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

(地域づくり委員会への協議等の申立て)

第12条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第42条第1項各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の申立ては、別記第5号様式の協議等申立書を申立人が居住する圏域の地域づくり推進員に提出して行うものとする。
- 3 地域づくり委員会は、第1項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。
  - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。
  - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。
  - (3) 申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認

めたとき。

(地域づくり委員会の協議等)

第13条 地域づくり委員会は、地域づくり推進員（地域づくり推進員が次項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第17条の規定により地域づくり推進員に指名された者。以下この項から第3項までにおいて同じ。）及び地域づくり委員会の委員（以下この条及び第17条において「委員」という。）のうち地域づくり推進員が指名する3人以上の者並びに条例第46条第4項の規定により地域づくり推進員が必要と認めて参画を求める参考人で協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）を行うものとする。ただし、特定の障がい者に関する事案（以下「特定事案」という。）であって、次に掲げるものについて協議等を行う場合にあっては、地域づくり推進員は5人以上の委員を指名しなければならない。

(1) 虐待に関する事案

(2) 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

(3) その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案

2 地域づくり推進員は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

(1) 事案について利害関係を有するとき。

(2) 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者であるとき。

(3) 事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

(4) 事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

3 地域づくり委員会は、特定事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の全てが、特定事案以外の事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の3人以上が出席しなければ、協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）を行うことができない。

4 地域づくり委員会の議事は、条例第48条第1項の規定による判断の場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、地域づくり推進員の決するところによる。

(専門委員会)

第14条 地域づくり委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(地域相談員)

第15条 知事は、地域づくり委員会の協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。

2 地域相談員は、次に掲げる者から知事が委嘱する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者

#### 相談員

- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
  - (3) その他障がい者の権利擁護等に関し優れた識見を有する者
- 3 地域相談員は、第1項の相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相談の内容が第13条第1項各号に掲げる事案（以下「虐待等の事案」という。）に該当すると思料するときは、地域づくり委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

#### （地域づくり推進員の任期等）

第16条 地域づくり推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の地域づくり推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 地域づくり推進員は、再任されることができる。

#### （地域づくり推進員の職務の代理）

第17条 地域づくり推進員に事故があるとき又は地域づくり推進員が第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、地域づくり推進員があらかじめ指名する委員が、条例第46条第2項から第5項までに規定する地域づくり推進員の職務を代理する。

- 2 地域づくり推進員は、委員が第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

#### （調査）

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### （勧告等）

第19条 知事は、条例第48条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、調査部会の意見を聴かなければならない。

- 2 条例第48条第4項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事案の概要
- (3) 勧告の内容

#### （地域づくり委員会の運営）

第20条 この章に定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 推進本部

#### （推進本部の会議）

第21条 推進本部は、本部長及び本部員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した本部長、副本部長及び本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(調査部会の会議)

第22条 調査部会の会議は、部会長が招集する。

2 調査部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(推進本部の運営)

第23条 この章に定めるもののほか、その他推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月19日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第68号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

圏域	地域づくり委員会の名称
空知地域	空知圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
石狩地域	石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
後志地域	後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
胆振地域	胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
日高地域	日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
渡島地域	渡島圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
檜山地域	檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
上川地域	上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
留萌地域	留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
宗谷地域	宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
網走地域	オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
十勝地域	十勝圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
釧路地域	釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
根室地域	根室圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

別記第1号様式（第4条関係）

指定申請書

年　月　日

北海道知事様

所在地

申請者名稱

代表者

㊞

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第1項の規定により、指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事務を行おうとする事務所の所在地
- 2 事務を開始しようとする年月日

添付書類

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 2 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 3 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- 4 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 5 申請者が北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第4条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 6 その他参考となる事項を記載した書類

別記第2号様式（第7条関係）

事業計画書等認可申請書

年　月　日

北海道知事様

所在地

申請者　名　称

代表者

㊞

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第4項の規定により、事業計画等の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

別記第3号様式（第7条関係）

事業計画書等変更認可申請書

年　月　日

北海道知事様

所在地

申請者名称

代表者

㊞

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第4項の規定により、事業計画等の変更の認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

添付書類

変更後の事業計画書及び収支予算書

別記第4号様式（第8条関係）

事業報告書等承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

申請者 名 称

代表者

㊞

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第6項の規定により、事業報告等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

別記第5号様式（第12条関係）

協議等申立書

年 月 日

地域づくり推進員様

申立人（代理人）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次の事案について、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、地域づくり委員会での協議等を申し立てます。

記

- 1 虐待や差別等を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる者  
住所  
氏名
- 2 申立者と暮らしづらい状況にあるとされる者との関係
- 3 事案の具体的な内容（原因行為の発生年月日 年 月 日頃）
- 4 求める措置の内容
- 5 裁判所における係争の有無等（該当するものの番号に○を記載すること。）
  - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案
  - (2) 裁判所において係争中の事案
  - (3) 行政庁において不服申立ての審理中の事案
  - (4) その他（ ）
- 6 その他参考となる事項

別記第6号様式（第18条関係）

(表)

		調査員証	第 号
写  真	職　　名		
	氏　　名		
	生年月日		
上記の者は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第47条の調査に従事する職員であることを証明します。			
年　　月　　日　交付		印	
北　海　道　知　事			

(裏)

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（抜粋）

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（抜粋）

(調査)

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

